



FSA Institute Discussion Paper Series

アジア諸国に対する電子記録債権 普及の可能性と今後の課題

杉浦 宣彦

DP 2012-4
2012年12月

金融庁金融研究センター
Financial Research Center (FSA Institute)
Financial Services Agency
Government of Japan

金融庁金融研究センターが刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>

本ディスカッションペーパーの内容や意見は、全て執筆者の個人的見解であり、金融庁あるいは金融研究センターの公式見解を示すものではありません。

アジア諸国に対する電子記録債権普及の可能性と 今後の課題

杉浦 宣彦*

概 要

2010年12月24日に金融庁が公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて～」において、金融庁における今後の取り組み方策として「日本の電子記録債権制度をアジア諸国に普及させていくために、アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査を実施すること」が掲げられている。

その取り組みの一環として、金融庁は、アジア諸国における電子記録債権制度の導入に向けた環境が整っているか否かを把握するため、産業構造や金融制度、現地における商慣習、資金調達上の課題に関する基礎的な情報を収集した「アジア諸国の企業間取引の実態に関する調査」（以降、前回調査）を2011年に公表している。さらに、その後、実地調査と前回調査の結果を受け、文献調査に基づく前回調査の結果が実態と相違ないか等の確認のための調査が行われ、「アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及に関する調査」（以降、本調査）が2012年3月に公表されている。これらを受けて、本稿では、これらの調査の後にも判明した事実等も加味して、企業間信用等の電子記録債権制度導入に影響を与える可能性のある事実や、電子記録債権制度導入における環境、さらには、電子記録債権制度に対する関係機関のニーズも含め、より具体的な導入可能性について分析を行い、わが国の電子記録債権制度が海外に普及する可能性について、検討を行うことを目的とする。

キーワード：電子記録債権、制度輸出、アジア債権市場

* 中央大学大学院経営戦略研究科教授（金融庁金融研究センター特別研究員）
なお、本稿は、筆者の個人的な見解であり、金融庁及び金融研究センターの公式見解ではない

目次

1. 本研究の概要	1
1 本研究の背景と目的	1
2 電子記録債権と制度輸出の意味を考える	1
3 調査対象国の選定	3
4 調査方式と本稿のアプローチ	5
2. 導入モデル仮説	8
1 仮説構築の前提	8
2 仮説構築のプロセス	9
3 各モデルの詳細	10
3. ベトナム	13
1 文献調査結果の要約（昨年度調査報告書の要約）	13
2 インタビュー調査概要と結果	14
4. カンボジア	18
1 文献調査結果の要約	19
2 カンボジアの資金調達と制度に関して	27
3 金融ITの利用状況	29
4 インタビュー調査概要と結果	33
5. インドネシア	33
1 文献調査結果の要約（産業特性及び企業特性）	33
2 インタビュー調査概要と結果	33
6. 展望と課題	42
1 導入可能性について	42
2 今後の研究の課題について	44

1. 本研究の概要

1-1 本研究の背景と目的

2010年12月24日に金融庁が公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて～」において、金融庁における今後の取り組み方策として「日本の電子記録債権制度をアジア諸国に普及させていくために、アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査を実施すること」が掲げられている。

その取り組みの一環として、金融庁は、アジア諸国における電子記録債権制度の導入に向けた環境が整っているか否かを把握するため、産業構造や金融制度、現地における商慣習、資金調達上の課題に関する基礎的な情報を収集した「アジア諸国の企業間取引の実態に関する調査」（以下、「前回調査」とする）が2011年に公表されている。

しかし、このときの調査は基本的に文献等によるデータ調査であり、電子記録債権制度を海外に普及させる方策を考える上での、アジア諸国の各国事情を知るための基礎調査であった。そこで、2011年度においては、①文献調査に基づく前回調査の結果が実態と相違ないか、また、②文献調査だけでは判明し得ない企業間信用等の電子記録債権制度導入に影響を与える可能性のある事実がないかの確認、さらに、③そのような電子記録債権制度導入が実際に可能なのか、その環境の確認だけにとどまらず、電子記録債権制度に対する、国内ならびに諸外国関係機関のニーズも含め、より具体的な導入可能性について、現地調査を含めた調査を行い、2012年3月に「アジアに対する電子記録債権の日本型モデルの普及に関する調査」報告書として公表された。本稿では、この2011年度調査結果をベースにその後の調査結果等も加味しながら、実際に日本の電子記録債権制度が、海外、とりわけ、アジア諸国で活用され、現地に進出している日系企業の便宜にかなうだけではなく、現地企業における決済システムの発展への寄与や国際貿易決済への応用が可能か等、広くその利用可能性について検討を行った。

ということで、本稿は、これらの調査を基にした2011年度の研究のまとめでもあり、来年度以降さらに進められていく、調査・研究の中間報告の色彩を持つ。

なお、すでに2012年度の研究はスタートしており、2013年初旬に現地調査が再度行われる予定である。

1-2 電子記録債権と制度輸出の意味を考える

2008年12月1日に施行された電子記録債権法は、2003年7月の政府IT戦略本部(e-Japan戦略)において、「与信方法の多様化、融資に関する手続きの簡素化を図り、中小企業の資金調達環境の改善をすること、信用保証にかかる事務手続きのオンライン化、手形の有する機能を電子的に代替えた決済サービスの普及を図る」という目的のもと、立法化へ向けた動

きが開始されたが、2005年12月に金融審議会・金融分科会・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループによって「電子債権に関する私法上の論点整理」が作成された。この間の議論の中で、電子手形・電子登録債権さらには電子記録債権と様々な名称がつかわれたが、そのこと自体、その議論の過程で、どのような形・利用方法が考えられていたかを反映している。

電子記録債権とは、「発生または譲渡」について「電子記録」を要件とする「金銭債権」のことであり（電子債権法2条1項）、既存の指名債権や指図債権とは異なる金銭債権として位置づけられ、それは電子記録によって新たに発生する。例えば、売掛債権を電子化することは当該債権それ自体が電子化されるのではなく、当該債権と別の新たな債権としての電子記録債権が発生し、電子的に流通・決済されることになる。電子記録債権の対象を金銭債権とすることで、電子流通性や決済を行いやしくしている。このように電子記録債権と原因債権は併存することになるが、原因債権が電子記録債権に影響を与え得るかが問題となる。この問題に関しては、電子記録債権は原因関係である指名債権とは別に新たに発生することから、影響を与えない（無因性）と解するべきだが、電子記録債権の譲受人が債務者を害することを知って電子記録債権を取得した場合は原因債権の無効・取消を抗弁として対抗できる（電子債権法20条1項）。電子債権法では、電子債権の発生・記録事項、またその譲渡・決済等について詳細な規定を設け、手形法の要素を強く残しながらも譲渡や分割が行いやすい形になっており、事業者や金融機関にとってもわかりやすかつ利用しやすい形になっている。電子記録債権法施行以来、その普及はメガバンクが主体で進められてきたが、来年初めに予定されている「でんさいネット」の稼働に伴い、地方銀行での活用等が進み、今後、相当な広がりを見せることが予測されている。

この電子記録債権を国内のみならず、海外に制度輸出する意義はどこにあるだろうか。

まず、①海外へすでに進出している日本企業、またはこれから進出しようとしている日本企業の支援につながるものが考えられる。電子記録債権の制度が海外でも活用できることにより、海外では進出直後で、生産等の実績がない大手のみならず、中小企業でも、原因関係が透明化することで、日本の企業の企業間信用の向上につながり、進出先での企業間信用に基づく資金調達等に貢献できるのではないかと考えられる。これはとりわけ、ここ数年多い中小企業のアジア諸国進出に大きなサポートになるのではないかと考えられること、②また、最近の金融IT技術の発展は何も先進国の中だけではなく、むしろ、今回の調査国のように急速な経済発展を示している国に対して、顕著に見られる。これらの国々は後述するようにインターネットバンキングサービスを始め、手形の電子化等に着手し始めているところもある。また、これらの国々は、国内レベルで鳥瞰してみると、日本と非常に似通った産業構造、とりわけ製造業の部分において、圧倒的に多い中小企業の上に大企業がサプライチェーンの頂点に存在しているという形の構造を持っており、従来より、企業間信用をどのように中小企業の資金調達に生かしていくかが課題となっていた。このような決済システムの近代化と企業間信用の活用といった2つの面で、制度を受け入れた国々自身の決済インフラのレベル

を総合的に向上させるのに寄与することができる。③その上で、この制度を急速にペーパーレス化が進んでいる貿易金融の分野に応用したりすることで、より幅広く制度をクロスボーダーで活用することも考えられる。④これまで、わが国が開発した決済インフラが海外で広く普及するケースはまれであり、電子記録債権制度を海外に持っていくことは、単に日本の金融機関の海外進出をより促すだけにとどまらず、広くITベンダーなどのビジネスチャンスを大きくすることにつながるのではないかと考えられるのではないだろうか。

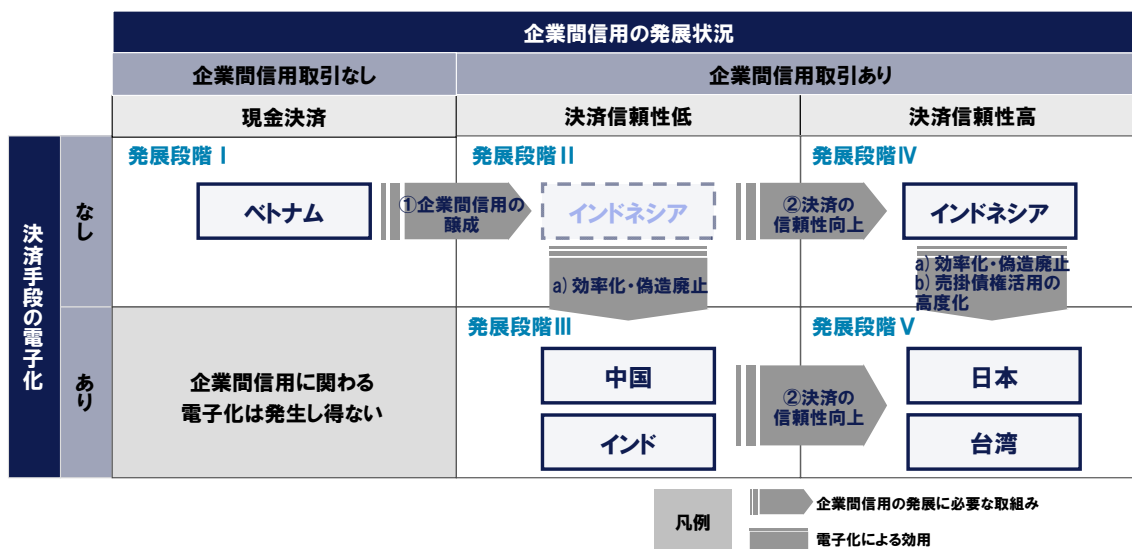
1-3 調査対象国の選定

前回調査では「企業間信用の発展状況」及び「決済手段の電子化」を軸に、企業間信用の発展段階として発展段階Ⅰ～Ⅴを設定し、発展段階Ⅳにおける導入可能性及び導入による効果が最も高く、次いで発展段階Ⅰ、Ⅱについて、電子記録債権の導入可能性が他の発展段階と比較して高いと推察を構築したが構築されたことから、今回調査・研究では、発展段階Ⅰ、Ⅳに該当すると思われる国について、それぞれの発展段階に属すると想定される1カ国ずつを加え、以下の4カ国を調査対象として、調査をスタートしたが、2011年度はタイが洪水のために訪問ができず、文献調査のみにとどまっていることから、本稿では、タイを除く、3カ国についての調査結果をベースに調査対象国における電子記録の普及の可能性について検討を行う。

なお、各国の企業間信用についての想定は以下の通りである。

- (i) ベトナム（発展段階Ⅰ）
- (ii) カンボジア（発展段階Ⅰ相当）
- (iii) インドネシア（発展段階Ⅳ）
- (iv) タイ（発展段階Ⅳ相当）

図表 1.1 企業間信用の発展段階



出典：NTT データ経営研究所「アジア諸国の企業間取引の実態に関する調査」

(1) ベトナム

前回調査において、電子記録債権導入に向けたニーズの存在が想定された国であり、調査結果のフォローアップも含め調査が行われた。

(2) カンボジア

選定段階から、発展段階 I に相当すると考えられていた。今後、日本企業のさらなる進出が想定される一方、日系金融機関の進出が十分ではないため、他の日系金融機関の存在する国と比較し、現地での日系企業の活動に何らかの制約等が発生している可能性があるとして予測された。また、決済関連の法整備がまだ十分に進んでいないことから、今後の整備の一環として電子記録債権の導入可能性が考えられるのではないかと考えた。

(3) インドネシア

前回調査以降、電子記録債権導入に向けたニーズの存在が想定されていた国であり、前回調査結果のフォローアップも含め調査を行うことで、導入可能性について検討できると考えた。

(4) タイ

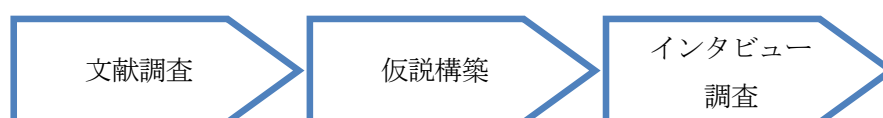
発展段階IVに相当すると考えられる。現在すでに相当数の日本企業が進出しており、また一定のITインフラを含む社会インフラの整備がなされていることから、現地での電子記録債権を決済・企業間取引のツールとして早い段階から利用できる可能性があると考えられるが、反面、既存の仕組みもすでに存在しているのではないかと考えられ、来年度以降の調

査で導入可能性については再検討したい。

1-4 調査方式と本稿のアプローチ

本稿のベースになった今回調査では、文献調査による基礎情報の収集、想定される電子記録債権の導入モデルに関する仮説構築、インタビュー調査による文献調査結果及び導入モデルの確からしさの確認による3ステップにて実施しており、本稿はそこで明らかになった事項にその後わかったことなどを加えて、分析を行い、最終的な導入の可能性について一定の方向性を示す形をとる。

図表 1.2 調査アプローチ



(1) 文献調査

各国における電子記録債権導入に影響を与えるであろうと想定される事項について、文献等から情報を収集し、調査を行なったが、前回調査ですでに調査を行なっているベトナム、インドネシアに関してはデータが比較的新しかったこともあり、新規の調査を行なうことはせず、前回調査対象としていなかった、カンボジア、タイについて、前回と同様の文献調査をお行われたが、そこでは、前提条件の確認のために、以下の要素に注目した調査を行ってもらった。

①産業特性及び企業特性

現在、日本国内で電子記録債権の利用が想定されている企業やビジネス環境と同様の状況にあるのかどうか、対象国における主要な産業や中小企業の役割を調査しているが、製造業や建築業といった産業においては、製品、工事の完成までの期間が長く、一般にその間に資金調達ニーズが発生するのではないかという仮定から、特に、これらの資金調達ニーズが多い産業が主要産業を構成している国において、資金調達を円滑化する電子記録債権制度に親和性があるのではないかという判断の基準の一つとした。

②企業の資金調達構造

資金調達方法や発注企業と下請け企業の関係、中小企業向け金融の提供状況などを確認・調査することで、企業の資金需要の実態を探ることを目的とした。

また、企業において売掛金回収の遅延や小切手・手形の不渡が生じている場合、決済の信頼性向上のために電子記録債権制度の導入可能性があるとの根拠づけも可能かと考えた。

③IT利用の状況

電子記録債権制度はITの活用を前提としているため、導入対象国における銀行間決済イン

フラのシステム化が行われているかの確認を行った。

また、導入対象国にインターネットやPC等のIT環境が十分に整備されている必要があることから、金融インフラの整備状況や企業におけるインターネット普及率、各国のIT政策も調査対象とした。

(2) 導入モデル仮説構築

電子記録債権は他国にはない制度であることから、対象国での調査においては、電子記録債権そのものの理解を求める必要があることから、調査前の段階で、具体的な利用方法を中心に導入モデルとして仮説を構築し、今回調査の中で、当該仮説を説明することで、法の内容の説明ではなくビジネスモデルとしての理解を調査対象者に求めるとともに、どのモデルのニーズが高いかを探り、電子記録債権の導入を各国で進めるに当たっての方向性を探ることとした。

これらのモデルについては、文献調査等を受け、いくつかの電子記録債権の導入モデルを仮説として構築した。詳細については、次章にて具体的な仮説の内容を説明する。

(3) インタビュー調査

①インタビュー対象者

今回の調査に際しては、文献調査の結果及び導入モデル仮説を検証するため、対象国に導入した際に想定される電子記録債権の「利用者」「サービス提供者」及び電子記録債権導入の意思決定に影響力のある「金融当局」に対してインタビューという形で実施した。

「利用者」としては、日系企業及び現地ローカル企業の双方を含んでいるが、資金調達面を意識して、可能な限り中小企業を対象としてもらったが、日系企業を含め調査を行う理由としては、後述する電子記録債権の導入モデルの当初利用者を、電子記録債権の利用に習熟している日系企業ではないかという想定があったためである。また、電子記録債権の海外での展開が国内外で同一決済手段を利用できる等の日本国企業独自の利点も想定できる。なお、最終的に現地ローカル企業に資する制度とするため、現地ローカル企業のニーズについても重要視し、調査を行なってもらった。

「サービス提供者」としては、日系金融機関及び現地ローカル金融機関の双方を対象としている。こちらも電子記録債権の当初利用者が日系企業と想定した場合、関係する金融機関として現地に進出している日系金融機関による利用が重要になると考えられるからであり、また、現地ローカル金融機関での活用が対象国における電子記録債権の導入促進につながると考えられるため、現地ローカル金融機関の電子記録債権に対する見解についても調査も行ってもらった。

「金融当局」では、金融機関の規制当局を中心にインタビューが行われたが、金融当局に対しては、単に制度導入に向けた法整備の役割だけではなく、電子債権記録機関としての役割も想定されるため、機関運営等に対する意見についてもヒヤリングされている。

②インタビュー項目

基本的なインタビュー事項については、導入モデルに対するニーズについて、直接・間接的に確認をとることを目的として設定し、インタビューが行われたが、直接的な確認方法として、日本の電子記録債権制度そのものに関する説明や、導入モデル仮説に基づく対象国での具体的な利活用イメージを説明し、電子記録債権の効果を十分に得ることができると想定されるか、また、実際に電子記録債権が導入された場合に、自身として利用したいかという、実際の利用可能性について確認が行われている。

また、間接的な確認方法としては、文献調査の検証も兼ねて、対象国の産業特性及び企業特性、企業の資金調達構造、IT利用の状況について確認を行うことで対応している。例えば資金調達ニーズが高い等の事象がある場合、電子記録債権導入による効果が期待できると判断できるためである。今般の導入モデル仮説については、それらの客観的事実を基に、各主体におけるニーズの有無について、間接的に検討が行われている。

2. 導入モデル仮説

昨年度の調査においては、日本と同様の電子記録債権スキームをアジア諸国に展開するにあたり、各国における導入可能性について、電子記録債権の利用に対する潜在的なニーズの有無、導入における前提条件等から判断するため、産業特性、企業特性、資金調達構造、IT利用の状況等といった、企業活動の環境から検討を進め、「企業間信用の発展段階と導入可能性」という観点から、一定の結論に至っている。

これに対して、本年度は、昨年度同様、企業活動の環境面での調査を行うとともに、より具体的な電子記録債権導入の可能性を検討するということから、新たに「電子記録債権そのものに対する当該国における利用ニーズ」についても調査が行われた。ニーズの確認を行うため、ビジネスモデルとしての電子記録債権導入の可能性を検討すべく、調査に先立って、想定され得る電子記録債権の導入モデルを描き、これらの具体的なモデルに対するニーズの有無等についてインタビューを通じ確認するという手法がとられた。

2-1 仮説構築の前提

本調査前に、想定され得る電子記録債権の導入モデルを「企業活動の範囲」及び「電子債権記録機関の設置場所」に着目し、以下に述べる「導入モデル仮説」として構築した。

なお、導入モデル仮説の登場人物としては、電子記録債権導入当初の想定される利用者として、かつ、日本企業の活動のサポートにもなることを想定し、電子記録債権の利用者として「現地企業」だけではなく「日本企業（現地日系企業を含む）」も一つのエンティティとして取扱い、また電子記録債権のサービス提供者としての「電子債権記録機関」を含めた3者を対象としている。

(1) 企業活動の範囲

ある国における企業活動を見た場合、当該国内のみで完結するケースと国外と関係を持つケースの大きく2つのケースに分類できることから、電子記録債権の適用範囲としての企業活動の範囲を、以下の2ケース設定した。

- 対象国の国内取引にのみ電子記録債権を適用できる
- 日本と対象国の国際取引も含め電子記録債権を適用できる

(2) 電子債権記録機関の設置場所

電子債権記録機関は、日本国内と導入対象国のどちらかに設置することとなる。グローバルに一つの電子債権記録機関の設置も想定として考えたが、現時点では、債権者及び債務者双方の所在地とは異なる他の国に電子債権記録機関を設置することは、債務不履行に伴う裁判等における権利確定の場面において、債権の記録が第三国に存在することによる利便性が著しく低下するということもあること、また、国際的な協定・ルールの構築が必要なのではないかという観点から、その実現が難しいと考え、導入モデル仮説のモデルとしては除外さ

れている。

- 日本の電子債権記録機関の活用
- 対象国における新たな電子債権記録機関の設置、活用

2-2 仮説構築のプロセス

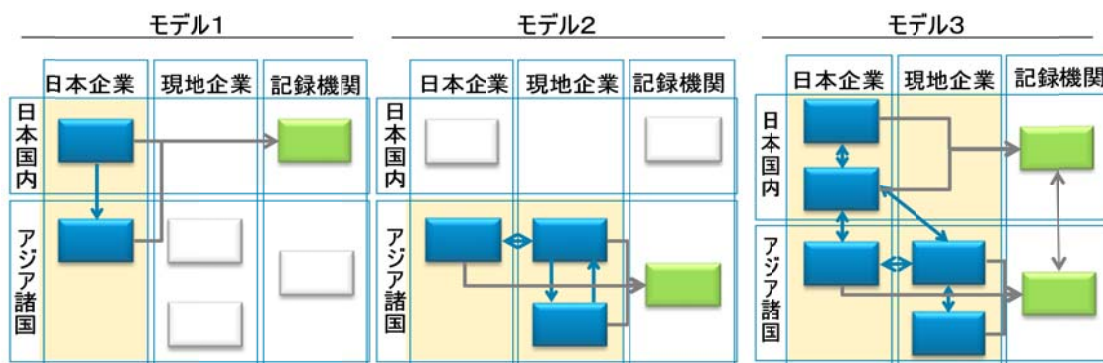
(1) 「企業活動の範囲」×「電子債権記録機関の設置場所」によるパターン分け

「仮説構築の前提」である企業活動の範囲及び電子債権記録機関の設置場所の組み合わせにより、導入モデル仮説のパターンとした。日本国内企業間の取引については、すでに日本の電子記録機関で実現されているため、モデルとして考慮しなかった。(図表 2.1 参照)

図表 2.1 導入モデル仮説のパターン



図表 2.2 導入モデル仮説 (イメージ)



青表示の主体間の取引をそれぞれのモデルにおける対象取引として、黄緑表示の記録機関が記録する

(2) 各モデルの連続性

各モデルは、調査前より実現可能性において高低があると考えられていた。例えば、モデル1は既存の電子債権記録機関を活用することから比較的容易であると考えられるのに対し、モデル2では新たな電子債権記録機関を電子記録債権に関する法制度のない国に設置することから、導入までの道りが長くなると想定できる。また、モデル3はモデル1、2がそれぞれ発達した結果としての実現方式とも見ることも可能な形にしている。

さらに、電子記録債権に馴染みのない国への導入を図るため、導入当初は電子記録債権に対する理解度の高い日系企業を中心に活用することが考えられる。そのため、日系企業間や

日系企業を振出人として電子記録債権を活用するモデル1やモデル2の日系企業を中心とした利用が、導入当初は行なわれると仮定していた。

つまり、導入当初は電子記録債権の習熟度の高い日系企業、日系金融機関を中心に活用しつつ、徐々に適用範囲を現地企業に展開させていく。そうすることで、現地企業が電子記録債権の利用に馴染み、そこから、現地企業間の取引への利用へと利用が伝播していくことで、対象国への浸透が図れると見ていた。さらに、日系企業が利用する現地金融機関も巻き込むことで、より迅速かつ確実に利用範囲を拡大できるのではないかと考えていた。

その結果、これらのモデルは同時に発生するのではなく、それぞれが連続、さらには発展的に実現されるものであると想定し、モデル1をスタートとし、モデル2、3へとつながるケースを当初は考えていたが、モデル1は貿易取引を対象としており、国内取引と比較すると導入に向けて検討すべき事項が多岐にわたり、かつ、関係者も非常に多くなることが想定できることから、モデル1を飛ばしモデル2の日系企業を中心とした活用をスタートとし、モデル3へとつながるケースも想定できると考えていた。調査結果等を通じ、スタートとしてのモデルがどちらになると考えられるのかも、重要な確認・研究項目であった。

2-3 各モデルの詳細

以下、それぞれのモデルについて、具体的な導入方法、想定ニーズの仮説を記載する。なお、「主な想定ニーズ」は、それぞれのモデルにおける、利用者、サービス提供者及び金融当局の立場それぞれについて、一般的に想定される内容を幅広く抽出したものであり、国による個別の事情等については、個別のインタビューの段階で確認していくことを想定している。

ただし、実際の利用においては、各国の法制度等をより詳細に把握した上での実現可能性を検討する必要があるが、今般の調査においては、ビジネスモデルとしてこのような活動が可能な場合にニーズ等があるかを中心に確認を行なっている。以下、本調査と同記述となるが、モデルの概要について述べる。

(1) モデル1) 日本国内と対象国の国際間取引

①モデル概要

- 日本と対象国の貿易取引等の金銭債権の授受に対し電子記録債権を利用する
- 適用される法律が日本法と想定されるため、対象国における利用主体は日系企業に限定される

②導入方法

- 日本の電子債権記録機関に記録されている債権の対象を、日本国内企業と対象国内企業間の債権債務まで拡張させる

③主な想定メリット

- 日本国内企業は海外との決済についても日本国内の決済と同様の手段をとることが

できるため、事務の効率化につながる

- 日系現地法人は、これまでの入金日（電子記録債権が導入された場合は決済期日）より前に電子記録債権を金融機関に買取依頼する等によって早期資金化の手段を確保できる
- 日系現地法人は、日本国内で取引の無い金融機関に対し、電子記録債権を持ち込むことで、多様な資金調達手段を確保することができる
- 現地日系金融機関は、日本国内で取引の無い日系企業についても、電子記録債権の信用を担保として与信取引を行いやすくなる

（２）モデル２）対象国の国内取引

①モデル概要

- 日本と同様の電子記録債権制度を導入し、現地の企業（日系企業、現地ローカル企業の双方を含む）が利用する

②導入方法

- 対象国に電子債権記録機関を設立し、日系現地法人及び現地ローカル企業に関する国内債権の記録を行う
- 電子記録機関に記録される決済データを蓄積し、金融機関及び企業が閲覧することを認める

③主な想定メリット

- 資産背景に乏しい現地中小企業は、金融機関に対し売掛債権の買取り依頼や担保差入れを行うことによって、新たな資金調達の手段を確保することができる
- 対象国の企業及び金融機関は、電子債権記録機関の決済データを閲覧することで、当該企業の（決済に関わる）信用レベルを知ることができ、その結果、企業間取引、金融取引の活性化を図ることができる
- 日系企業は、現地ローカル企業が資金繰りが安定し企業活動が円滑に行われることで、安定的な現地調達先を確保することができる

（３）モデル３）日本及び対象国の国際間及び各国内の取引

①モデル概要

- 日本の電子債権記録機関と対象国の電子債権記録機関が連携し、両国の債権がシームレスに流通可能とすることを想定している

②導入方法

- 対象国に電子債権記録機関を設立し、日本国内の電子債権記録機関と記録データを連携させる
- 日本及び対象国の電子債権記録機関は、両国の日系及び現地企業間の電子記録債権を、

自由に相互流通させることを可能とする

③主な想定メリット

- 日系企業は、その取引相手が国内企業か対象国であるかに関わらず、両国間では同一の決済手段を使用することができ、かつ両国間で自由に債権債務を移転させることができるため、日本国内或いは対象国国内における電子記録債権の効率化及び活用の幅を広げることができる
- 対象国企業にとっても、取引相手が国内企業か日本企業であるかに関わらず、上記と同様の効果を得ることができる

それでは、3章以下、各国についての本調査の結果を中心にその概要を述べ、その後の調査等を通じ得られた知見も含めて、現段階での導入可能性について検討を行う。

3 ベトナム

3-1 文献調査結果（昨年度調査報告書の要約）

（1）産業特性及び企業特性

ベトナムの企業は、多数の小規模・零細企業によって構成されている。労働集約型産業が発展しており製造業の構成比率が高いものの、国内にサプライチェーンが構成されてこなかったため、現段階で売掛債権を流通させるニーズは限定的であるが、政府が国内のサプライチェーン構築に向けて取り組みを図っており、こうした取り組みとあわせて電子記録債権制度が導入される可能性はある。

外資系企業については、GDP 構成率は高いものの、企業数は未だ少ないため資金調達構造に大きな影響を与えるほどではないと考えられる。国営企業についても企業数は少なく減少傾向にあるため、同様に資金調達構造への影響は小さい。

（2）企業の資金調達構造

政府による中小企業支援施策は積極的に実施されているものの、未だ中小企業の資金調達は困難であり、経営難となっている企業も存在する。ベトナムにおいては未だ現金決済が主流となっているため、電子記録債権制度の導入を図るには、まず、商慣習、法制度等の抜本的な改定が必要となると考えられる。

（3）IT 利用の状況

中小企業において PC の活用及びインターネットの普及は進んでいる他、政府による IT 人材育成が取り組まれているため、電子記録債権制度導入上の推進要因になると考えられる。一方で、銀行間決済インフラは整備されているが、国民における銀行口座の開設が進捗していない点が電子記録債権制度推進上の懸念点となるかもしれない。

3-2 インタビュー調査概要と結果

(1) 調査対象者

財務省国家証券委員会、日系企業1社、現地企業1社、日系金融機関1行、現地金融機関1行

(2) 調査結果概要

関係各者からの回答により、本調査を通じ、文献調査の結果を概ね確認することができた。産業構造については、政府が「裾野産業育成計画」を策定し、国内企業の育成を図ろうとしているものの、現状においては外資企業の「加工組立型」の産業が中心となっており、ベトナム国内にサプライチェーンが構築されている状況にはない。したがって、国内における商取引やそれに伴う債権の流通は多くはないことがわかった。

ITインフラについては、決済システムの整備が（小切手以外は）概ね進んでおり、インターネットバンキング等の浸透も進みつつある状況である。

電子記録債権に対する直接的なニーズとしては、一般事業会社が利用できる信用情報のインフラ整備が進んでいないことから、電子記録債権の決済データを信用情報として活用していくというニーズを確認することができた。

また、金融当局における電子記録債権の仕組みや導入メリット等に対する理解も得ることができた。

(3) インタビュー結果

直接的なニーズ確認としては、金融当局については、電子記録債権の概念について理解を得ることができ、一部では、ショートターム・ボンドに類似した制度としても理解できるので、その分野での利用可能性もあるという示唆があったが、これはわが国でも当初から言われてきた電子記録債権を活用した証券化スキームの話と類似していると考えられる。また、その他の関係者からは、金融機関の入手できる信用情報は存在するものの、事業会社が入手できる信用情報はほとんど存在しないため、電子記録債権の利用に伴う信用情報の蓄積、活用に対する期待感は相当あることが調査結果からもうかがえる。

(事例)

- 銀行の場合、信用情報機関を通じて過去のトラックレコードを確認することができる（日系金融機関）
- ローン審査においては信用情報機関から信用情報を取得しているとともに、自行でも独自の調査を実施している（現地金融機関）
- ローカル企業に関わる信用情報の収集は困難である（日系企業）
- 信用調査は自社で行っている（現地企業）

また、産業特性及び企業特性として、

①短期の売掛債権は存在しているものの、日系企業と現地企業間の取引は少ない。

(事例)

- 売掛金のサイトは長いもので2,3カ月程度である。(日系企業)
- 基本的に現金取引となっている。(日系金融機関)
- 最終的な返済は行われるが、期日通りの支払いが行われるかはわからない。(日系金融機関)
- ベトナムに進出している日系企業は輸出加工型産業が多く、ベトナム国内での商取引は多くない。(日系企業)
- 日系企業と現地企業間の取引は、品質・納期遵守等の問題があり、進んでいない。(日系金融機関)

②資金調達は容易ではなく、調達できても金利の高さから返済が困難となるケースがある。

(事例)

- 上場している企業の資金調達は円滑だが、上場できない企業にとって資金調達は容易ではない。(金融当局)
- ベトナムドンのファイナンスは金利が20%程度と高く、企業がこの金利で調達して健全性を維持することは困難と思われるため、金融機関のサービスとしてドンファイナンスは対象としていない。(日系金融機関)
- 借入金利が高いため、資金調達できた場合でも返済が困難となる企業もある。(金融当局)
- ベトナムの借入金利は20%以上と高いため、進出日系企業は日本で資金調達している。(日系企業)
- 金融機関からの資金調達が高金利であるため、インフォーマルな貸借も多い。(日系金融機関)
- 借入には担保が必要であるが、調達可能額は担保評価額(市場価格の7割程度)の6割程度までである。(現地企業)

③送金システムの整備は進んでおり、インターネットバンキング等の利用も進みつつあるが、小切手決済は限定的であり、システム対応も遅れている。

(事例)

- 送金決済に関わるシステムは整っており、送金番号の検索機能等も優れている。(日系金融機関)
- 代金決済は付加価値税の控除は振込入金であることが条件とされていることから、振込扱いが多い。(日系企業)
- インターネットバンキング、モバイルバンキングの利用者は急増している/多い。(現

地金融機関) (日系企業)

- ローカル企業におけるインターネットバンキング利用率は高くない (現地企業)
- ベトナムでは小切手は一般的ではなく、紙ベースのクリアリングハウスがあるものの、OCR 処理となっている。(現地金融機関)

④さらに、ベトナム進出においては人件費上昇が懸念事項である。

(事例)

- 今後の日系企業の進出については、人件費の上昇と (人口が全国土に分散していることに起因する) 人材調達が課題となる可能性がある。(日系企業)
- ベトナムでは3年間で賃金が約2倍に上昇する等、人件費上昇は日系企業進出において懸念点である。(日系金融機関)

ということが明らかになったが、その上で、ベトナムにおける導入可能性について、モデル案別に検討してみると、

モデル 1) 日本国内と対象国の国際間取引

ベトナムに進出している日系企業は、輸出加工型産業が多く、海外から部品を調達し、製品需要のある国へ輸出している。また、調達先、輸出先ともにグループ企業であることから、商取引の多様性はあまりなく、日本企業との決済回数も月一度程の回数でしかないケースが多い。

また、現地の金利高等を理由として、ベトナム国内で資金調達を行うよりも、日本の親会社が資金調達を行い、それをベトナムへ送金する親子ローンの形で調達する方法を採る企業が多いことから、現地法人における独自の資金調達手段に対するニーズは、それほど高くない。

ということで、日本とベトナムの間における資金移動件数は限定的であり、かつ当該債権をさらに流通させたり、資金調達に活用したりする可能性は少ないと考えられる。

モデル 2) 対象国の国内取引

ベトナム国内では依然として現金取引が基本だが、ベトナムローカル企業間取引においても、一部では短期間の企業間信用も発生していることから、電子化の対象となる「債権」はすでに存在していると考えられ、また、中小企業金融が十分に提供されておらず資金調達ニーズが高いことから、債権の流通、資金化ニーズも高い。

しかし、資金調達に関しては、ベトナム国内での調達金利の高さから、インフォーマルな資金調達を行う企業もあり、それら企業は、電子記録債権の導入後も調達金利の高さを避けるため、銀行借入を行うとは限らず、また、国内にサプライチェーンが構成されておらず、電子記録債権がすぐに転々流通する可能性は高くないのではないかと想定される。

したがって、導入の可能性は存在するものの、産業構造上の問題や代替手段の存在等によって、現時点において電子記録債権を導入したとしても、その利用は当初はどちらかというところ、送金・手形取引の代替的なものに限定される可能性が大きいと予測される。

また、日系企業についても、輸出加工型産業が多いため、当初想定される日系企業を中心とした電子記録債権の利用拡大の可能性は低いと見られる。

ただし、現在、ベトナム政府は、裾野産業発展計画を見直し、国内産業の発展に注力しているため、日系企業による現地調達率の向上やベトナムローカル企業の活性化等が期待され、これにより、今後、当該計画の成果如何によって上記の障害が解消されていく可能性はあると考えられる。また、ベトナムの中央銀行であるベトナム国家銀行も決済制度の電子化をさらに進めていく方針であること、さらに、ベトナムの大手銀行では、すでにインターネットを活用した銀行サービス等が行われていることから、当初は決済システムの現代化ツールとして、その後、将来的に債券市場等の発展とともに、資金調達、さらには債券市場等への活用ツールとして電子記録債権を導入する意義はあると考えられる。

4. カンボジア

4-1 文献調査結果の要約

(1) 産業特性及び企業特性

カンボジアでは一次産業の構成比率が約3.5割と高い一方、サプライチェーンの構成が期待される製造業も約1.5割存在しており、製造業のうち、現地企業の多くは零細企業である。反対に外資は比較的大規模な企業が多い。しかし、大規模な外資系企業の多くは「輸出加工型」の工場となっているため、国内にそのサプライチェーンが構成されているケースは多くない。したがって電子記録債権の導入を図った場合にも、外資系企業が債務者となる電子記録債権がカンボジア国内に流通する環境にはない。

カンボジアローカル企業に焦点を当てると、大企業は構成比率としては2.4%に留まっているものの、企業数では692社が該当するため、企業間信用が徐々に発展していくことを前提とすれば、利用可能性のある規模の企業数は相応に存在していると考えられる。

また、企業の立地は国内の特定地域に集中していること等を勘案すれば、インフラ整備を図る場合に、一部地域での導入を図ることで投資効果を上げられる可能性も含んでいる。

(2) 企業の資金調達構造

製造業の設備需要を中心として、企業の資金調達ニーズは高いものの、カンボジアの貸出金利は極めて高く、日系企業の場合は日本で資金調達を行い送金した方が、現地で調達するよりもコスト安であるため、資金調達として電子記録債権を活用することは考えにくい状況がある。その一方、現地企業の場合は、現状商業銀行へのアクセスが困難なケースが多いため、電子記録債権の導入によってそのアクセスの容易性が高まれば利用の可能性があると考えられるが、現金取引が中心となっていることや、現地企業の信用が確立している状況にないこと等から、信用の確立、企業間信用の醸成をどのように進めていくかがその前提として必要になると考えられる。

(3) IT利用の状況

決済インフラの整備は全般に遅れている。小切手については、国内に4つのクリアリングハウスが設立され、2009年にシステム導入がなされたところである。しかし、小切手取引の推進は政策としても掲げられており、これらの電子化推進の側面から電子記録債権の導入へと段階的に発展させていく可能性も考えられる。

インターネットの普及は進んでいるとは言い難いが、すでに携帯電話の普及率は約6割に達しているため、制度普及に際しては、利用者側の媒体についても留意していく必要がある。

4-2 カンボジアの資金調達と制度に関して

(1) 資金調達の実態

カンボジアでは、農産品、加工食品、飲料類、建設資材、衣類等消費物資に関わる需要は強いものの、製造業の生産設備が周辺国に比べても貧弱なため、生産性が低い。そのため、これらの商品を生産する設備需要が強く存在している¹⁾。特に零細企業については、設備装備率が低いことからその生産性が低く、その向上が最優先課題であることは、政府の SME Development Framework でも指摘されている。

その一方で、過去の IFC の調査結果²⁾等によれば、銀行借入は十分に浸透しているとはいえない状況であり、インフォーマルな借入・資本調達に依るところが大きいと推定される。

IFC の報告による「カンボジアの金融機関の中小企業貸出増加の障害事項」

《銀行側の要因》

- 銀行担当者の中小企業向け長期ローンに対するリスク分析・管理能力が不十分
- 銀行の長期資本アクセスが困難

《借り手側の要因》

- 借り手が銀行の貸出要件を満たしていない
- 都市部の銀行へのアクセスが困難である一方、より便利なインフォーマル貸出市場にアクセスできる
- 高金利のため資金を借りられない
- 申請手続きが煩雑である

また、カンボジアでは、カンボジアリエル建てと米ドル建ての小切手が決済されている。小切手決済は、特に銀行間や公共セクターでの使用を中心として、枚数・金額ともに大幅に増加している。リエル建て小切手と比べて、米ドル建ての方が交換高、増加率ともに高くなっている。

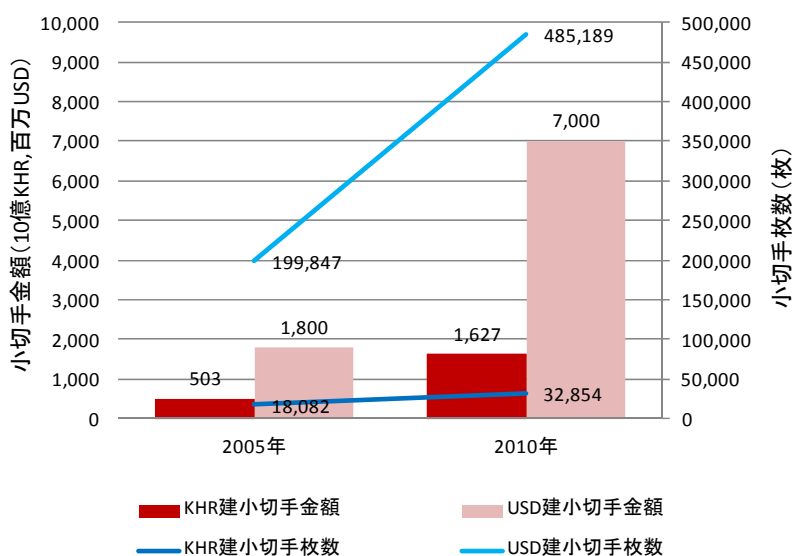
小切手1枚当たり金額については、リエル建てが約94万円³⁾、米ドル建てが約112万円となっており、大きな差は見られない。(以下、図表4.1 参照)

¹⁾ 出典「カンボジア国「中小企業育成・地方環境インフラ開発ツーステップローン事業」の発掘と形成に関わる予備調査」社団法人海外コンサルティング企業協会、株式会社コーエイ総合研究所（2008年10月）

²⁾ IFC はアジアの中小企業向け融資促進を目的とした資金供給しているが、カンボジアについては資金供給したにも関わらず貸出の伸びが鈍かったため、その原因について調査を実施したものである

³⁾ 1,000KHR≒19.06円、1USD≒77.78円にて換算

図表 4.1 カンボジアにおける小切手交換数及び交換高



(2) 金融機関による中小企業融資の状況

①金融機関の状況

カンボジアの金融機関は、中央銀行の他、業務内容や資本規制等により、普通銀行、特殊銀行、マイクロファイナンス機関に分かれ、全部で31機関となっているが、商業銀行と特殊銀行は、大企業、中企業に対して資金供給しており、マイクロファイナンス機関は個人や小企業、特に都市部以外の地方に対する預金、金融仲介において重要な役割を果たしている。

カンボジアでは、1990年代の銀行危機への対応として、1999年に銀行法を改正し、全ての民間銀行に対してライセンスの見直しをし、その結果、無条件のライセンス付与は4行のみ、残りの14行は資本増強等の条件付き付与、その他は閉鎖1行、ライセンス取り消し7行となった。

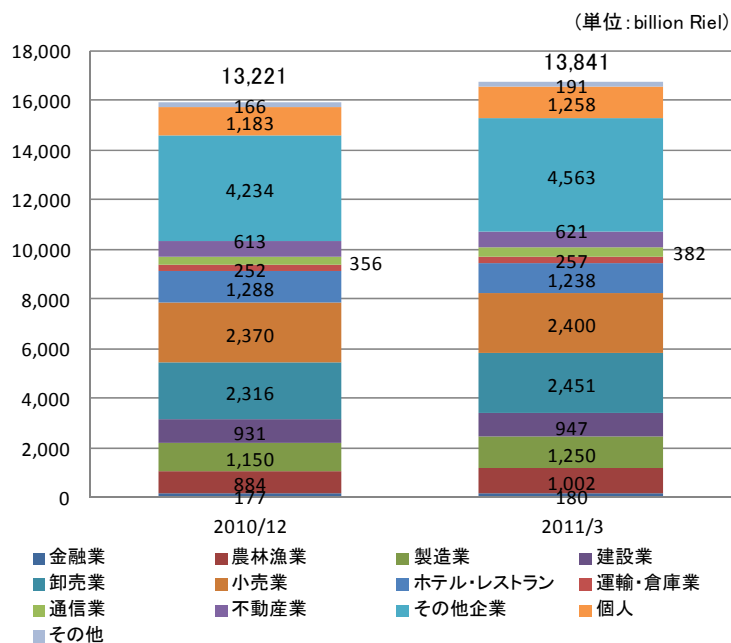
その後、金融機関数も回復しつつあり、現在は、マレーシアのCIMB、Bank of China、ベトナムの農業開発銀行といった国際的銀行3行を含む30行の商業銀行、その他、7行の特別銀行、25のマイクロファイナンス機関が存在している。

②中小企業金融の提供状況

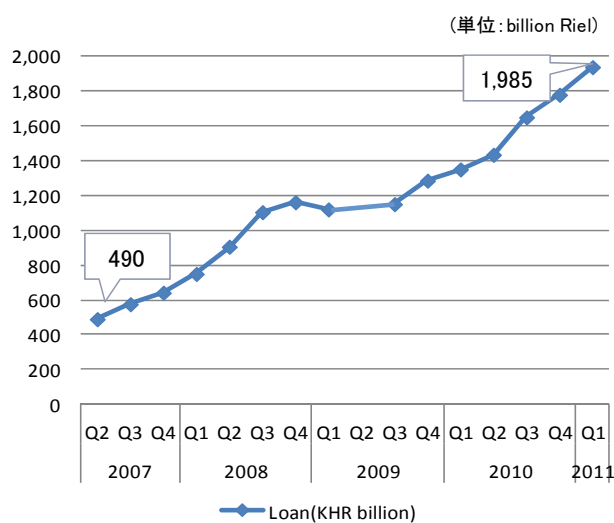
銀行の貸出総額は、2011年3月において13兆8,410億リエル(約2,638億円, 前年比+4.7%)となっており、緩やかな増加傾向にある。

銀行分野の民間部門への融資額は1993年のGDP比2.4%から、2010年には28%にまで拡大している。この成長は、政治的安定、経済発展、銀行制度の改善、資金需要の増加、金融分野に対する国内外の顧客や投資家からの信頼等を反映しているものと考えられる。(図表4.2参照)

図表 4.2 銀行の業種別貸出状況



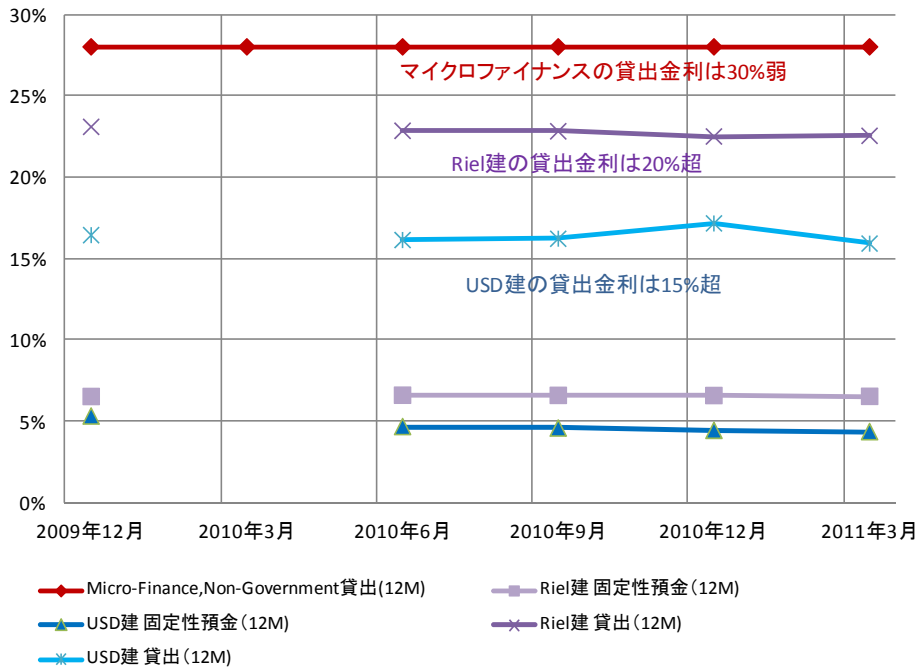
図表 4.3 Micro-finance の提供状況



マイクロファイナンス機関は、個人や小企業に対して、都市圏以外の地方を中心として、預金や金融仲介のサービスを提供しており、近年は、特にマイクロファイナンス機関による小口貸出の伸びが著しく、貸出残高としては、銀行貸出の1.5割弱に留まっているものの、2007年以降の4年間で約4倍に増加している。(図表 4.3 参照)

貸出金利の水準は、銀行借入でもドル建てで15%超、リエル建てで20%超と極めて高く、さらに、マイクロファイナンスを利用した場合は30%弱に達している。金利負担の重さが、資金調達をした企業にとって成長の障害となるリスクも内包していると考えられる。(図表 4.4 参照)

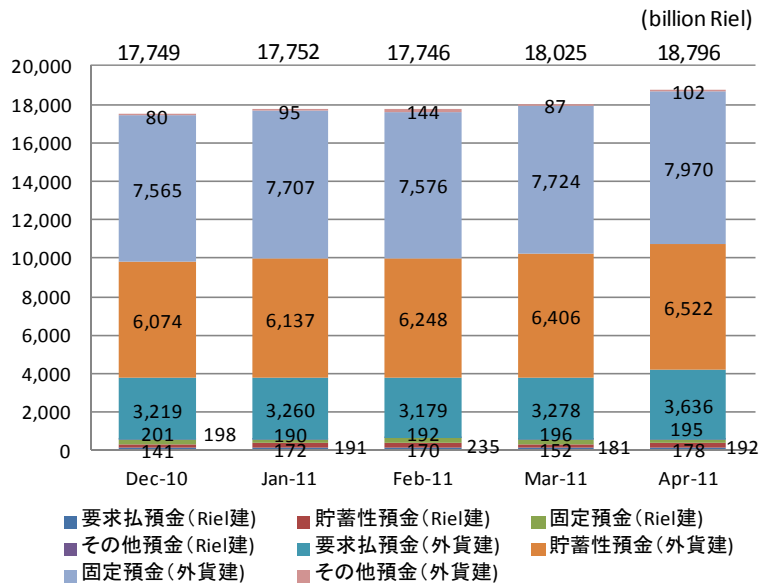
図表 4.4 預貸金金利推移



③信用創造の状況

銀行の預金残高は増加傾向にあり、2011年4月には18兆7,960億リエル(約3,582億円)に達している。預貸率は、約77%となっていることから、銀行は小規模ながら、信用創造の機能を果たしつつあると考えられる。(図表 4.5 参照)

図表 4.5 預金残高推移



④中小企業向け金融制度

主に国内金融機関が中小企業向け融資・金融サービスを提供している。また、それらの融資やサービスを向上させるため、国際支援機関からの支援を受けている。

《国内金融機関の取り組み》

商業銀行

- 地域銀行は、融資や小切手、貯金、送金、貿易金融等限定的なサービスを提供しているものが多い。
- しかし、一部の銀行では、上記の他、EB サービスや外貨両替、リスクマネジメントサービス、消費者金融等にも業務を拡張している。
- マイクロファイナンス機関はもともとインフォーマルな金融組織が発展してきたものが多い。
- 2011年4月時点における世帯向け融資は1,056千に上り、これはカンボジアの全世帯数2,833千(2008年11月経済センサス公表数値)の4割弱に上る。
- 当初、複数の個人をグループ化してそのグループに少額の貸付を行うが、その後、信用状況によって個人ベースで貸出を増加している。
- 原則としては、担保をとらず、プロジェクトベースでの貸付となっている。

《国際支援機関の支援》

国際金融公社 (IFC)⁴⁾による資金支援

- Acleda 銀行向け貸付 (2004.5 調印) (2006.5 調印) : 零細企業及び個人を対象とした融資業務支援のため、銀行向けに貸付実施。IFCからの融資は600万ドル、期間4年。平均回貸出額は400ドル。
- Canadia 銀行向け融資 (2004.9 調印) : 住宅ローン定着化のための貸付。これ以前は、住宅ローンはプノンペンのみ限定されていたが、これを地方にも普及させ、中間層の持ち家率を向上させる目的。

ドイツ復興開発銀行 (KfW) による資金支援

- 中小企業振興長期ローン (2003.4 調印) SME セクター発展支援と金融システム強化のため、Canadia 銀行と Acleda 銀行を通じて中小企業に長期ローンを提供するもの。
- また、両行に対して審査方法について技術支援を供与している。

ADB の農業セクター零細企業向け融資

- 2001年、フォーマルセクターの金融機関にアクセスできない地方の中小企業 (特に農

⁴⁾世界銀行グループの一機関で貧困減少と生活改善を目的に発展途上国における民間セクターに対する投資支援や技術支援などを行っている。

業セクター】向けに、政府に約 20 百万ドルのソフトローン貸付を実施。

- ADB の融資を受けた金融機関がマイクロファイナンス向けにサブローンを実施するが、ADB からの調達率が 7-9%であるのに対して、融資金利は約 30%となっていた。
- その後、RDB のモニタリング・評価プロセスが不十分として業務は停止、未貸付分が ADB に償還され、事業は完了した。

⑤中小企業向け金融の課題

過去の調査報告によって、カンボジアの中小企業は、設備投資の意欲は非常に強いことが指摘されている。その背景として、カンボジアの製造業の生産設備は周辺国に比べても極めて貧弱でその生産性は低いことが挙げられており、全ての商品、特に農産品・加工食品・飲料類（水を含む）、建設資材、衣類・衣服等消費物資に対する需要、これらの商品を生産する設備需要が強いとされている。

しかしながら、資金供給面については、一部のドナー（kfc:ドイツ復興基金、IFC:国際金融基金（世銀の 1 機関）等）が、長期ローン貸出に向けた支援を実施しているものの、それらの規模は小さく十分供給されているとは言い難い。

その理由としては、①過少資本で経営基盤が脆弱、②小規模で固定負担が重く規模の経済が働きにくい、③情報生産機能が弱く専門家が進んでいない、④預金・融資が短期に限定されている、⑤金融機能が首都に集中している、⑥取引費用が大きい上に貸し倒れリスクが高く、高金利が維持されている、⑦信用創造が不適切に運用されている等の指摘が主に金融機関から挙げられている。

⑥政府による代表的な中小企業支援策

カンボジア政府において「中小企業支援」に関わる政策が出されたのは 2004 年頃からであるが、金融制度面よりも、手続き面や技術支援が中心となっている。

レクタングラー・ストラテジー（2004 年）

- 2004 年以降 4 年間の政策指針をまとめたもの。
- この中で、経済成長に向けた 4 項目として、(1)農業セクターの強化、(2)インフラの復旧と整備、(3)民間セクターの発展と雇用の創出、(4)人材育成が挙げられている。
- さらに、(3)民間セクターについては、①投資誘致、②中小企業振興、③雇用の創出と労働環境の改善、④セーフティネットの構築 を重視するとされ、中小企業に関わる記載が見られる。

中小企業育成のための経営環境改革（2008 年）

- 2008 年 8 月、商業大臣が「カンボジア政府は、中小企業の育成が重要であることを認識し、その経営環境の改革に着手した」旨表明した。
- その改革には、営業許可と登録手続きの合理化が盛り込まれており、鉱工業エネルギー省の中小企業局局長が融資についても単純化が必要である旨指摘している。

中小企業競争力改善会議

- 商品の多角化を行い、技術の改善を行うための「2009～2013 戦略的枠組み」の再検討を目的とする会議である。
- 産業資源エネルギー省長官が、この会議中、「製品品質を高め、外国企業製品との競争力を増す様、中小企業支援を推進」する旨言及。
- さらに「中小企業の8割が飲食品製造（国民・観光客向け）であるが、それらは外部要因に左右されるため、飲食物以外の高品質の商品開発を行い地方と海外へ供給していく必要がある旨を指摘している。

(3) 関連制度

なお、資金調達や決済に関連して以下のような制度が存在する。

① 倒産制度

破産法は2007年10月成立、同年12月施行された。

債権者からの債務者に関する破産請求は、累積で500万リエル以上の債務支払いを債務者が行わなかった場合に可能となり、債務者からの破産手続き開始請求は債務支払いの義務を放棄した義務放棄から30日以内に行うことが義務付けられている。

なお、裁判所が破産手続きの開始を決定すると、破産手続きが終了するまで、債権者または債務者の代理人は、債務者及びその財産に対していかなる手続き、執行等も開始したり続けることができない。その間、管財人が、債務者の全ての財産の管理と支配権を有することとなる。

②手形・小切手制度

《手形制度の整備状況》

カンボジアには、小切手・為替手形・約束手形の制度が存在している。

カンボジアの小切手は、振出日として記載された日より前に呈示された小切手は呈示の日

に決済可能である等、日本の「手形的」利用が可能な制度内容となっている。裏書きが可能であり、また、支払人以外の第三者等の保証を付すことも可能である。その他、持参人払の場合は、白紙でも裏書きがあるものと同等とみなされる、その他、一覧払い制、線引き小切手、支払い不能時における振出人による異議申術制度等があり、小切手は振出日より6カ月以内に支払い呈示することが求められている。受取人は、支払い不能の場合、4営業日以内に裏書人・振出人にその旨通知せねばならない。

ただし、電子記録債権のように、小切手債権の一部金額に関わる裏書譲渡等の規定はなく、小切手とは別に、制度としては、為替手形・約束手形とも日本と類似の内容が定められている。

《不渡制度》

不渡りに対しては、警告、懲戒、幾つか/全ての手形・小切手取引もしくは送金手続きの12カ月を超えない期間の禁止、不渡りとなった券面額の5%から100%の罰金等の制裁措置が定められている。

手形・小切手の所有者は、手形小切手の債務不履行があった場合、裏書人・振出人・引受人に対して、4営業日以内にその旨通知しなくてはならない。

《クリアリングハウス》

カンボジアでは、中央銀行が国内で発行される全ての小切手の決済を行うクリアリングハウスを管理している。2010年末時点において28の機関がカンボジアリエル表記のクリアリングハウスに参加している。うち、26は商業銀行、1は特別銀行、そして中央銀行である。USD表記のクリアリングハウスは34の参加者があり、うち30が商業銀行、3は特別銀行、そして中央銀行である。

政府は、現金ベースの経済が金融発展における障害となっていると考えており、決済手段として小切手の使用を増加させることを計画している。(2006-2015年のFinancial Development Strategyの主要課題となっている)

手作業の小切手決済の仕組みは2009年に終了し、2009年5月以降は、Check Standard Clearing Systemが機能している。

2010年に、バッチ清算システムを導入するための検討が開始されている。

また、NBCは国際金融公社(IFC)と共同して、決済システムの法的な健全性を強化するため、国家決済システム法の起草の準備を進めていたり、民間銀行用信用情報共用システム(Credit Information Sharing System)ができていたり、未だ、十二分に活用されていないが、信用調査の部分に関しては進歩的な取り組みが行われている。また、カンボジアでは、土地所有権を保証するため、土地登記制度を設けており、1992年に初めて制定され、2001年8月に改正された土地法により、土地所有者は不動産に抵当権等担保を設定することができ、「登記」が第三者対抗要件となっている。さらに、2007年5月、担保物に付属する債務を保証するため、統一された規則が定められた。担保対象物は、いかなる性質の動産、権利、無形資産でも認められており、口座、担保付売買契約、委託品・リース品、担保物の収益も担保物として認められている。担保取引登記事務所は商業省に設置され、担保物に対する担保請求権や先取り特権の登記が行われている。登記事務所が保有する記録については誰でも閲覧し、コピーをとることができる。

このように決済や法をめぐる法整備はかなり進んできており、わが国のそれらと比較しても遜色ない制度づくりが行われているところである。

4-3 金融 IT 利用の状況

(1) 銀行間決済インフラの整備状況

カンボジアの決済システムはインフラ整備が遅れ、発展途上にあっただが、現在急速にその整備を進めているところである。

そのため、現段階において、銀行システム以外の分野では、現金が主要な決済手段であり、小切手と送金は公的機関によって使用されている他、一般企業の利用は限定的である。

① クリアリングハウス

1990年代中盤、NBC（カンボジア中央銀行）はカンボジアリエル建ての決済システムを、中央銀行法（初期バージョン）（1992年）に基づいて構築した。その後、毎年の小切手のクリアリング取扱量は、1997年の692枚/8,577百万リエルから2000年には1234枚/63,284百万リエルにまで増加している。現在、クリアリングハウスは、米ドル建てとカンボジアリエル建ての両方の小切手に対応しており、プノンペンと複数都市に設立されている。

手管理によるクリアリングは2009年に終了しており、2009年5月に、ソフトウェアプログラムによるクリアリングシステムが導入されている。

② 送金システム

資金送金では、電子送金と紙ベースの送金が提供されている。

電子決済は、主に国際送金に使用されているもので、SWIFTメッセージは、広く国際資金送金もしくは国際送金の受信に使用されている。また、優れたITインフラを有する銀行では、その支店間の資金移動も電子的に行っている。

一方、現地国内の資金移動では、銀行は紙ベースの支払指図（Payment Order）、口座引落と送金を使用している。

③ コアバンキングシステム

アジア開発銀行（ADB）の支援を受けてNBC（カンボジア中央銀行）はその運営の近代化に取り組んでいる。

統合コアバンキングシステムはNBCの本部と多くの州の支部に設置されている。

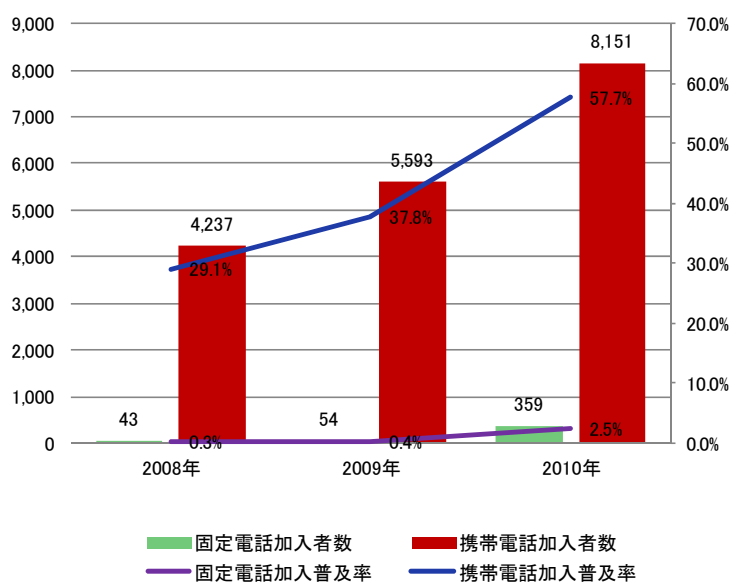
④ モバイル決済サービス

モバイル決済サービスは、携帯電話利用の成長を受けて軌道に乗り始めたところである。決済サービスを規制するため、決済取引の促進と、決済サービスの利用者保護を図るため、NBCは、2010年8月25日に「サードパーティープロセッサー」と「資金送金のための支払い指図フォーマットと支払い指図の公的な仕様の導入」の2つの施策について検討を進めている。

(2) 一般企業等におけるITの利用状況

通信網の未整備から固定電話の普及率は低いものの、携帯電話の普及率は約6割に達している。(図表4.6 参照)

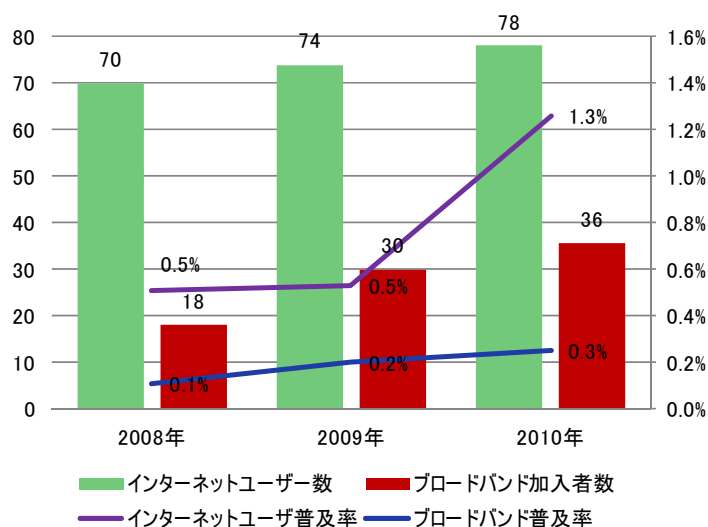
図表4.6 カンボジアにおける電話普及状況



出典：財団法人国際情報化協力センター「アジア情報化レポート2011」

インターネット・ブロードバンドの普及率は、現段階では相当低いが、この一因として、通信コストの高さが原因にあると言われている。(図表4.7 参照)

図表4.7 カンボジアにおけるインターネット普及状況



出典：財団法人国際情報化協力センター「アジア情報化レポート2011」

4-4 インタビュー調査概要と結果

(1) 調査対象者

カンボジア国立銀行、日系企業1社、現地企業1社、現地金融機関2行、マイクロファイナンス機関1社

(2) 調査結果概要

関係各者からの回答により、文献調査の結果を概ね確認することができた。

まず、カンボジア国内の商取引においては、一部の企業では短期での売掛債権は発生しているものの、現金取引が主流であることから現段階で広く債権を流通させていくことは困難と考えられる。

産業構造では、外資の積極的な受入によって現在発展の端緒にある。現段階では外資企業は輸出加工型産業が中心となっているため、国内における外資と現地企業間の商取引及び債権の流通は多くはないものの、サプライチェーンの構築については、今後、外資受入が、国内産業の発展に資するものとなるか否かに左右される。

現地企業については、資金調達ニーズが極めて高く存在するものの、国内金利は極めて高い上に、現地企業は現金取引主体で売掛債権があったとしても極めて短期であることから、電子記録債権導入のみで資金調達の課題を解決できるものではない。そのため、企業間信用の醸成、それに必要な情報の整備等もあわせて行っていくことで、徐々に利用の可能性が高まっていくものと考えられる。

一方、日系企業の資金調達については、現地の貸出金利の高さから日本で資金調達を行って現地に送金しているため、電子記録債権導入が図られた場合でも、カンボジアの金利情勢に大きな変化がなければ現地で資金化するよりは、日本で資金調達を図る可能性が高いと考えられる。

なお、カンボジアの決済インフラの整備は遅れをとっていたため、現在急速にその整備を進めているところである。具体的には、クリアリングハウスのシステムに銀行システム等他の決済インフラを付加していく意向がある。

(3) インタビュー結果

①直接的なニーズ確認

金融当局からは電子記録債権の概念について理解を得ることができたが、検討に際しては、カンボジアの現地金融機関の意向を考慮する必要がある。また、その他関係者によると、信用情報としての活用: 事業会社が入手できる信用情報はほとんど存在せず整備の必要性が高まっている。

(事例)

- 信用調査会社が存在しないため、実際に自ら見て回り確認している。(現地金融機関)
(現地日系企業) (現地企業)
- 必要に応じて銀行保証や、前受け金等の契約条件を付すなどの対応をとっている。(現地企業)
- 法務局に不動産を登録するシステムは存在するが、企業に関わる情報は取得が難しく、今後、国として整備が必要なのではないか。(現地金融機関)
- 信用調査機関設立の検討のため、ワーキングチームを組成している。(現地金融機関)

②間接的なニーズ確認

人件費の安さから外資の労働集約型産業が進出してきており、当面その傾向は継続すると考えられるが、現段階では現地産業の育成には結びついていない。重工業の発展には、電力等のインフラ整備が必要となる。

(事例)

- 産業としては米加工業、修理業が多く、工業を誘致するには電力供給が十分ではない。ただし、近年整備する方向にある。(現地金融機関)
- 人件費は低いものの、電気料金が高いため、重工業等電力を多く必要とする産業の進出は難しい側面がある。(現地マイクロファイナンス機関)
- カンボジアの繊維産業は大半が手作業によるものであり、機械化が進んでいる他の東南アジア諸国の製品と比べると価格競争力がないのではないか。(現地金融機関)
- カンボジアには外資の労働集約型企業が進出してきているものの、国内産業が発展するためには、進出企業が現地の技術育成を支援していくことが必要なのではないか。(現地日系企業)
- カンボジアの事業コストは賃借料が約 50%、原材料が約 30%と高い。人件費は 10%程度に留まり、多少の人件費高騰があっても、それほどの影響はないのではないか。(現地日系企業)

また、極めて短期の売掛債権は存在しているものの、1 カ月程度の債権でも極めて長期の債権として認識されている。

(事例)

- カンボジア国内での回収条件は現金としているが、ある程度長期間、継続的に取引し

ている一部の企業については、自社で信用調査を行い、掛け売りを検討している。(現地日系企業)

- 海外との決済については、ドル建てで決済しており、原材料調達に関わる支払いはB/L+20日程度の条件が多い。(現地日系企業)
- 販売先との決済は、1カ月程度の掛け売りとしており、小切手や銀行送金により決済することが多い。この回収期間はカンボジア国内で極めて長期であると認識している。(現地企業)

また、資金調達は容易ではなく、調達できても金利が極めて高い。そのため、日系企業は日本で資金調達を行い送金して対応している。

- 貸出金利が高く、大企業向けでも8.5~12.0%、マイクロビジネスでは24~30%となっている。(現地金融機関)
- 商業銀行は上場クラスの企業でないと融資対応は困難であり、かつ審査に1、2カ月を要している。(現地マイクロファイナンス機関)
- 多くのカンボジア人は、資金不足に際して、自分の資産を担保に資金調達することを知らない状況にあり、現在、融資の仕組みを少しずつ浸透させている状況にある。(現地マイクロファイナンス機関)
- 資金調達は日本で行き送金を受けている。カンボジア国内の金利は高いため、現地では借入していない。(現地日系企業)
- カンボジアでは、資金調達手段は多くなく、不動産担保融資と自己資金にて資金調達を図っている。(現地企業)

IT利用の状況については、全般に決済インフラの整備は遅れをとっていたが、今後はクリアリングハウスのシステムに国内の決済インフラ、銀行システムの連携を図ることを指向している。インターネット普及率が低いため、インターネットバンキングではなく、モバイルバンキングの利用が伸びている。

- まだ多くの人々がインターネットに接続しておらず、パソコンも所有していない状況であるため、インターネットバンキングの普及は困難な状況であるものの、モバイルバンキングシステムは広く利用されている(金融当局)
- モバイルバンキングシステムを勘定系システムの一部として運営している。(現地金融機関)
- 決済インフラとしては、主要都市に約600台設置されているATMに関わる共同スイッチングシステムの構築について、2012年を目途として予定している。(金融当局)
- クリアリングハウスは設立済み(リエル建て・ドル建ての2システム)であり、国内の決済インフラと銀行システムの直接連携を検討している。またペイメントオーダーにも対応していきたいと考えている。(金融当局)
- クリアリングハウスは国内に4機関存在するものの、いずれも電子化されていない。

(現地金融機関)

- 現在、決済のオペレーターの定義を行いそのユーザーの権利を保証する「National Payment Law」の制定に取り組んでいる。(金融当局)
- 銀行とは別に「送金屋」と呼ばれる事業者が存在しており、安価に送金することができるが、イリーガルな事業者も少なくない。(現地日系企業)

(4) カンボジアにおける導入可能性

モデル 1) 日本国内と対象国の国際間取引

カンボジアに進出している日系企業は、未だ少なく、かつ輸出加工型産業が多い。また、現地の金利高等を理由として、日本で資金調達しているケースが多い。

そのため、日本とカンボジア間における資金授受は発生しているものの、当該債権をさらに流通させたり、資金調達に活用したりする可能性は少ないと想定される。

モデル 2) 対象国の国内取引

カンボジアでは、国内の商取引は依然として現金取引がほとんどで、売掛債権については、一部の大企業で1カ月程度の債権が発生している程度である。

また、国内企業のほとんどが、従業員4名以下等の零細企業で、売掛債権の債務者となり得る大企業は外資の輸出加工型企業が中心となっている。そのため、大企業と現地中小企業との間の商取引は極めて限定的と考えられ、電子記録債権が現地中小企業に流通し、その資金調達を円滑化できる可能性は現時点では低いのではないかと考えられる。

ただし、その一方で、カンボジアについては、GDP年間平均成長率が約15%と高く経済成長が著しいことから、今後の経済の急成長に伴って債権の発生や国内産業成長の可能性もある。

また、①2009年にクリアリングシステムが導入され、今後は同システムに他の決済システムを連携させていく意向があること、②カンボジアの小切手制度が、先日付や裏書等、日本における約束手形的な利用も可能な制度内容になっていること等を勘案すれば、現時点で、「電子記録債権」として導入を図った場合の効果は限定的であるものの、将来の可能性を考慮して、まずはe-checkの様な仕組みの導入を支援し、現地における企業間信用の発生を促し、ある程度の国内企業の成長と企業間信用の発生が実現した段階で、「電子記録債権」に移行させていく、というプロセスも考えられる。

さらに、なお、債権の発生・長期化を図るため、信用情報インフラとしての機能もあわせて提供していくことが考えられるだろう。

5. インドネシア

5-1 文献調査結果の要約（産業特性及び企業特性）

インドネシアでは、製造業が主要産業となっており、企業数も 5,126 万社と非常に多いが、そのほとんどが GDP への寄与が少ない小規模・零細企業が占めている。これらの小規模・零細企業は、その大半が内部資金で経営を行なっているため、資金調達ニーズはあまり高くないと言える。

資本特性としては、国営企業や外資系企業などが一定数存在するもののインドネシアの資金調達構造に影響を与えている状況ではなく、また、華人系企業がインドネシア経済に大きな影響力を持つと言われている。かつては閉鎖的な家族経営が華人系企業の特徴とされていたが、最近では、近代的でオープンな経営に移行している。

（1）企業の資金調達構造

中小企業への融資は年々増加傾向にあるものの、現状では内部資金で経営を行う小規模・零細企業が多い。ただし、借りられないため資本調達としている可能性はある。小規模・零細企業における決済では、運転資金の前払いや現金決済が多いことから、企業間信用の発展余地が認識される。

また、大企業・国営企業の下請けとなる中小企業においては、大企業・国営企業からの支払が遅延することが常習化しているため、債権の可視化の手段の一つとして電子記録債権制度を活用する余地はあると考えられる。

（2）IT 利用の状況

銀行間決済のインフラは他の調査対象国同様に整備されているものの、島国であるという制約によって国民全体にインフラが浸透しているとは言い難い。これは企業における IT 利用状況にも言えることであり、インターネットは十分に普及していない。代替手段として携帯電話が普及しているため、電子記録債権制度をインドネシアで普及させていくためには、携帯電話でも利用可能なサービスを提供していく必要が認められる。

5-2 インタビュー調査概要と結果

（1）調査対象者と主な確認事項

Bank Indonesia、日系企業 5 社、日系金融機関 2 行、現地金融機関 1 行、JETRO ジャカルタ事務所

（2）調査結果概要

関係各者からの回答により、文献調査の結果を概ね確認することができた。

まず、インドネシア国内の商取引では 1 カ月程度の掛け売りによることが多く、決済手段

としては、銀行振込が多く使用されている。また、売掛債権を担保とした融資の仕組みもすでに存在している。このように、「債権」の概念はすでに存在し、「債権の資産としての活用」もすでになされていることがわかる。

産業構造については、企業・業種による差はあるものの、日系企業と現地企業をミックスしたサプライチェーンが現地に構成されており、現地調達率は高まりつつある。

企業の資金調達ニーズが存在するにも関わらず、円滑に資金供給がなされていないため、現地当局から「電子記録債権が資金化の早期化に寄与するならば、意義がある」旨の言及があった。ただし、国内金利の高さから、現地ローカル企業の場合はインフォーマルな金融を利用していたり、日系企業の場合には、日本もしくは他の国において米ドル等を低金利で資金調達し、現地に送金した上でインドネシアルピアに転換しているケースも見られる。

その他、インドネシアについては、インタビュー先より、直接的なニーズとして、以下の事項が挙げられた。

- 企業内の不正防止策
- 売掛債権担保融資の円滑化
- ファクタリングへの活用
- 債務保証における活用
- 信用情報としての活用

以上の通り、インドネシアに関しては、現地インタビューにおいて、具体的な活用の可能性が複数示された。

ただし、導入の留意点として①インドネシアローカル企業の規模、②既存制度との調整、③売掛債権のサイトの長さ、④信用の概念の浸透の不十分さ、⑤電子記録債権導入に関わるコスト負担等についても言及があり、今後はこれらの留意点の解決方法と、直接的なニーズとして挙げられた事項の実現に向けた検討の詳細化等を行っていく必要があると考えられる。

(3) インタビュー結果

①直接的なニーズ確認

金融当局からは電子記録債権の導入について、機能面、インフラ面からの可能性の言及ならびに、電子記録債権の導入があった場合に関わる懸念点についても企業特性・制度面から具体的に示された。

(事例)

- インドネシアの企業は、支払期間が長期化しているケース等、資金繰りの問題を抱えているため、電子記録債権を導入することで資金化の早期化を図ることができるならば助かる。

- 導入に際してはインフラ面ではそれほど問題はないであろう。また、セカンダリーマーケットがあると良いと思われる。
- 懸念点としては、インドネシアの中小企業は「零細」レベルのものが多いため、必ずしも銀行を通して支払いをしている訳ではない。
- Promissory Note/GIRO の現状の取扱い等を考慮し、制度間調整等の問題があり得る。

その他の関係者からは、日系企業では、社内不正防止が大きなテーマとなっており、「見える化」を歓迎する風潮があることから、企業内の不正防止策として活用できる可能性の指摘や、売掛債権担保融資を円滑化できる可能性について言及があった。

(事例)

- 運転資金供給については売掛債権を活用した資金提供の拡大を図ろうとしており、売掛債権を見合い担保とした融資はすでに提供しているが、電子記録債権のように流通性が高くないため、電子記録債権がインドネシアに導入されることは望ましい。(日系金融機関)
- 銀行の融資に際しては有担が原則であり、売掛債権担保や親会社保証等を付している。売掛債権を担保取得する場合は、担保契約を公正証書として取得しており、また、この2、3年において、債権差し押さえに至った実績はない。(日系金融機関)

また、ファクタリングや債務保証に活用できる可能性もあるという指摘もある。

(事例)

- インドネシアでも SPC を設立してファクタリングを行うケースもあり、電子記録債権をインドネシアに導入する場合は、ファクタリングの方が適合するかもしれない。(日系金融機関)
- 販売先からの代金回収を銀行に任せ、当該企業が支払いをしなかった場合は銀行からの支払いを受けられる、というサービス(ファクタリングサービス)が増加傾向にある。(日系企業)
- 一部の金融機関では、ファクタリングに似たスキームでサービス提供しているところもあるが、基本的にノンリコースとはなっていないのではないかと。(日系金融機関)
- 資金回収は、遅延しがちである。請求書送付、支払い手続き等の事務手続き上の遅れや、資金不足等、複数の要因がある。しかし、資金授受の複雑さも一因と考えられており、経営者が従業員を信頼していないために社内の権限移譲が進まず、チェックが二重、三重となってしまっているために遅れがちとなっているケースがある。(JETRO)
- 資金の回収遅延は発生しても1、2日程度であり、遅延要因も企業側の理由ではなく、銀行のカットオフ時間等によるものである。(日系企業)
- インドネシアでは社内体制が複雑化しており、決裁に時間がかかる傾向があり、その結果として1、2日程度の遅延が発生するケースがある。(日系企業)

- 現在、行っている企業の支払債務の保証について、電子記録債権に保証を付す等の利用方法が考えられる。(現地金融機関)

さらには、信用情報としての活用：電子記録債権の決済データを信用情報として活用できないかという期待感も述べられている。

(事例)

- 中央銀行の信用情報(SID)は、入手できる情報(格付け情報や残高等)が多すぎる上に、情報の取扱についても厳正さを欠く部分があるという印象がある。(日系金融機関)
- インドネシアでは一般企業が取得できる信用調査の手段がない。信用情報の提供会社は3社程度あるものの、実務上役立つレベルに達しておらず、ロコミ等に頼っている。(日系企業)
- 電子記録債権のようなデータがあると信用供与しやすくなると考えられる。(現地金融機関)
- バンクインドネシアでは、銀行の預貸金情報を月次で集めている。(日系企業)
- インドネシアには中央銀行の保有するブラックリストが存在する。ブラックリスト掲載の基準は半年に3回不渡りを発生させた場合で、銀行取引停止処分となる。しかしこのブラックリストは最低ラインを担保する程度のものであり、通常の融資等の判断には十分ではない。(日系金融機関)
- 信用情報は既存先であれば、顧客ファイルを作成して管理しており、新規取引先の場合は銀行保証を付してもらい対応している。(日系企業)
- インドネシアでは信用情報に関わるデータベースがないため、経験やつながりで判断している。販売会社等を通じて情報収集している。(日系企業)
- 信用調査は会社案内、税金の登録状況、施工実績等によっている。(現地日系企業)

②間接的なニーズ確認

【産業特性及び企業特性】

企業によって差はあるものの、インドネシア国内で、ローカル企業も含めたサプライチェーンがある程度構成されている。

(事例)

- 仕入の90%は、輸入や現地日系企業からの仕入れとなっており、10%程度が現地企業からの仕入れとなっている。ローカル企業との取引は増加しているが、日系企業との取引の増加率の方が高い。(日系企業)
- サプライチェーンのつながりは日本国内よりも海外の方が緩い傾向にある。(日系金融機関)
- 現地調達率は上昇しているが、新の現地調達化ではなく、日系現地法人からの調達と

言う意味で現地調達化が進んでいるのかもしれない。(日系金融機関)

- 仕入元は3割が日本の本社、2割がASEAN諸国(タイ・マレーシア等)、残り2割がインドネシア国内である。技術面の理由等から、日本等からも輸入しているが、目標は全て現地調達することである。(日系企業)
- 下請け企業は100社程度あるが、その多くは現地企業である。(現地日系企業)
- 日系企業による現地調達率は、地場企業のコストの低さと技術力の向上を受けて上昇している。特に日系大手メーカーの3次請けから以降の階層になると純粋な現地調達となっている。(日系金融機関)
- 現地現物主義を採用しており、資金調達も含め、現地の判断、現地の手法で行うこととなっている。(日系企業)

国際ルールの通用する都市部とそれ以外の地域での差が生じている。

(事例)

- 首都圏であるジャカルタ、もしくはジャワ島までの地域であれば国際ルールが通用するであろうが、それ以外の地域では未だに物々交換も残っている。(JETRO)
- 日本からはサービス・小売、医療器具関係、食品等の業種において進出が増加している。また、すでに進出している日系企業でインドネシア全域に流通網を拡大できている企業もある。(日系金融機関)
- 資源系の日系企業は島へ進出している。(JETRO)
- 第3次産業は、従来産業としては弱かったが、この2、3年で増加してきている。(JETRO)

【資金調達構造】

現地企業の資金調達は、デフォルト率はそれほど高くないにも関わらず、必ずしも円滑ではなく、金利も高い。

(事例)

- インドネシアの中小企業融資が難しい理由は、①担保不足②創業時は将来性を見極めにくいことが挙げられる。(現地金融機関)
- 保証をした会社のうち、返済不能となる比率は5%以下である。(現地金融機関)
- デフォルト率は、日系企業よりもローカル企業の方が低い。(日系金融機関)
- インドネシアでの一般借入金利は20-30%である。一部、5-6%の自動車ローンも存在するが、例外的な金利である。(JETRO)
- インフォーマルな調達もある。(JETRO)
- 不動産担保については、担保取得しても通常、土地が定期借地権になっているため、回収可能性も高くないことから、保証をとることが多い。(日系金融機関)

日系企業は、現地調達金利の高さ等から、日本もしくは他の国で調達してインドネシアに送金しているケースが見られる。

(事例)

- かつては、グループの金融統括会社から資金調達していたが、現在は自己資金で対応しており、基本的には借入の無い状況である。借入をしていたときはUSドル建てで振込をしてもらい、資金を引き出す際にドル、ルピアのいずれかで引き出すようにしている。以前は、USドル建てで借入、ルピアにスワップした上で振り込んでいた。(日系企業)
- 銀行借入は日本本社管理となっており、現地では行っていない。(日系企業)
- 資金調達は親会社側で行っているが、借入の判断そのものは本社の任務となっている。(日系企業)
- 商社・自動車メーカー系販売会社ではファイナンス付きで販売している。販売金融の場合、ドル調達して、通貨スワップでルピア建てに転換する方が調達コストは低く抑えられる。(日系金融機関)
- メーカーの場合、設備は円もしくはドル払いであること、金利安等の理由から外貨借入が多い。(日系金融機関)

さらに、Tier2や3クラスの企業では、親会社保証等によるファイナンスを行っているケースもある。

(事例)

- インドネシアは進出ラッシュを迎えており、Tier1クラスの企業ではなく、新たな市場を求めて、Tier2,3クラスの企業が進出してきており、その場合、バイラテラルロ

ーンを組むことが多く、政府保証付きや親会社保証等により調達を行っている。(日系金融機関)

- ローンの貸出期間は5年が最長であり、長期のファイナンスが無い。(日系企業)

企業間信用は日本ほど長期ではないものの発生しており、銀行振込が多く利用されている。

(事例)

- インドネシアの売掛債権はサイトが短く30日程度のものが多い。(日系金融機関)
- 契約時、物品の場合は契約額の60%、調査・コンサルティングの場合は50%を前払いする。(日系企業)
- 支払い条件は引渡し後1カ月程度が中心となっているが、長いものでは60~90日払いとなっている。(日系企業)
- 決済は月末締め1、2カ月後払いのものが多いと考えられる。ただし、3、4カ月の売掛債権もあり、1カ月をきるようなものは少ないのではないかと。(日系金融機関)
- 支払い条件は、手形はなく、月末締め翌月払いで送金にて払込を行っている。(日系企業)
- インドネシア現地企業との決済は全てルピア建てとするよう、2006年に通達が出ている。(日系企業)
- 決済手段としては銀行振込が一般的であるが、一部小切手も利用されている。(日系金融機関)
- 手形法は存在せず、小切手も少ないため、決済手段は送金・現金が基本となっている。(日系金融機関)
- 決済は銀行振込が基本であり、例外的に小切手の場合がある。(日系企業)
- 現金・小切手の場合、偽造リスクがある。(日系金融機関)
- インドネシアの主要な決済手段は銀行振込・小切手である。その他、小口払いに使用する手形は存在している。(日系企業)
- 当座預金開設に際しては納税の確認が必要とされているが、インドネシア国内に1,200万社の企業がると言われているうち、納税者番号を保有しているのは4%程度にすぎない。(日系企業)
- 支払い日付けのある小切手(ギロ)が存在しているが、裏書・割引・担保提供はできず、現地での決済、ルピアのみに対応している。支払い日付けにしたがって持ち込んだ銀行が決済を行っている。(日系金融機関)
- 銀行口座は国全体としては3割が保有していない。保有していない理由として、インドネシアの口座には月間100円程度の口座維持手数料がかかることが大きな理由と考えられる。(日系企業)

【IT利用の状況】

インターネットバンキングの利用が進みつつあり、媒体では特にモバイルの普及が進んでいる。企業のIT化は進んでいる企業とそうでない企業で二極化が進んでいる

- インターネットバンキングの利用は広まっている。その背景として、従来は人件費も安かったため、手作業でこなしていた部分も、業用拡大に伴って、手では管理しきれなくなってきたことが想定される。(日系金融機関)
- 有線LANの時代を飛ばして無線LANが普及しつつある。パソコン保有率は5、6パーセントに留まっているが、スマートフォン、モバイルから電子化が進んでいるケースが多く見られる。(JETRO)
- 電子化については、社内のIT化がほぼ済んでいる企業とコスト高となるため対応していない企業に二極化が進んでいる(日系企業)
- スマートフォンは15%程度普及している。インドネシアの平均年収は3,000ドル程度であるが、家や車を購入できない世帯においてスマートフォンが購入されているようである。(日系企業)

また、決済インフラの整備は進んでおり、新たな制度を導入しやすい素地はある。

- インドネシアのRTGSの導入は日本よりも早かった。このように、新たな制度を入れやすい素地、マーケットは存在する。(日系金融機関)
- 決済は時点決済とRTGS、ATMネットワーク等があるが、口座引落は金融機関の引落事務手続きに信用が無いため、普及していない(日系金融機関)

【その他】

その他として、考慮すべきポイントも以下の通り存在する。

(事例)

- 導入に際しての留意点：「売掛サイトの長さ」、「信用の概念」、「コスト負担」が導入に際しての留意点である。
 - ✓ 中小企業等の資金ニーズもあるためインドネシアで電子記録債権の活用の可能性はあると考えられるが、売掛サイトが短いため、コストに見合う取引がなされるかは課題である。(日系企業)
 - ✓ 導入したいと思う中小事業側に、電子記録債権導入のコスト負担ができるかも課題ではないか。(日系企業)
 - ✓ 電子記録債権を普及させる場合、債権を買い取ったり、割引く、といった概念がないことが懸念材料ではないか。(日系金融機関)
 - ✓ 制度普及に際しては「信用」の概念の普及が必要である。例えば携帯電話であっても9.5割がプリペイド型になっており、WEBショッピングも事前払いが原則となっている。(日系企業)
 - ✓ リーマン後は日本から出ざるを得なくなって進出している中小企業が多い

が、大企業4輪メーカーでも中小でも、日本よりインドネシアの方が収益性が高くなっている。(日系企業)

- ✓ 自動車ではタイよりもインドネシアの方が国内販売高が多い。(日系金融機関)

(4) インドネシアにおける導入可能性

モデル1) 日本国内と対象国の国際間取引

インドネシアに進出している日系企業は、インドネシアを「市場」とみなし、現地でサプライチェーンを構築し、現地調達、現地販売を行っている企業が多い。そのため、日本とインドネシア間における資金移動は、間接費や配当等、一部の内容に留まり、モデル1に対する導入ニーズは確認できなかったことから、このモデルでの導入はないと考えられる。

モデル2) 対象国の国内取引

インドネシアでは、日本と比較すると短期ではあるものの、企業間信用も発生している。また、現地販売・現地調達を行う企業が多く、インドネシア国内でサプライチェーンも構成されている。そのため、電子記録債権を導入した場合、電子化の対象たる債権の存在も、その流通の可能性も認められている。また、資金調達に関しては、現地中小企業向けの融資が十分ではないことから、企業間信用の問題が重要な問題になっており、これら企業における資金調達が、電子記録債権導入によって円滑化することも期待されるのではないかと。

加えて、モデル2については、上記の客観的な状況に基づく想定に加え、インタビューにおいて、①企業内の不正防止策としての活用、②売掛債権担保融資の円滑化のための導入、③ファクタリングへの活用、④債務保証への活用、⑤信用情報としての活用 といった具体的な利用ニーズが直接確認されたことから、導入可能性が比較的高いものと考えられる。

ただし、すでに決済インフラの整備がある程度進んでおり、一部、他の規制等との調整等の指摘も受けていることから、今後、検討を具体化させていく場合には、インドネシアの既存制度面の抵触の有無等について、詳細に調査していく必要がある。

6. 展望と課題

本項では、調査全体を振り返り、調査対象国3カ国における電子記録債権の導入可能性と今後の課題進め方について記載する。

6-1 導入可能性について

今回の対象国について、本調査で得た情報を中心に考察すると、①インフラ要件、②企業間信用の発生状況、③関係者のニーズ から、導入可能性を検討した結果、いずれの国についても電子記録債権制度の当地における導入の可能性が認められ（なお、調査対象国毎の導入可能性の詳細は、各国調査の「導入可能性」の頁に記載した通りである。）、以下のように総括できる。

(1) インフラ要件に基づく導入可能性検討

インフラ要件としては、決済インフラ、IT インフラ、法制度の整備状況等から、導入可能性を検討した。

①決済インフラ

ベトナム・インドネシアでは、銀行間決済、ATM ネットワーク決済、小切手クリアリング等の整備が進んでいる。一方、カンボジアは、現時点では銀行間決済インフラが十分整備されているとはいえないものの、現在決済インフラの整備を急速に進めており、小切手クリアリングハウスのシステムに銀行システムをダイレクトリンクすること等を考えており、そのために電子手形などの制度の導入の検討が進んでおり、決済インフラの状況は急速に進歩してきている。

このような決済インフラの整備状況からは、ベトナム・インドネシアでは導入上、特段の課題は無く、カンボジアでは、課題はあるものの、決済インフラ整備の一環として電子記録債権をあわせて導入する可能性は十二分に考えられると考える。

②IT インフラ

ベトナムではインターネット普及が進んでおり、インドネシアではIT化が進んでいる企業とそうでない企業に二極化が進んでいるが、IT化が進んでいる企業では、インターネットバンキング等も利用されており、ITインフラは一定のレベルにあると考えられる。カンボジアでは、パソコンによるインターネットの利用は依然低いものの、携帯電話はすでに約6割の国民に普及しており、モバイルバンキングサービスが提供され、無線LANも都市部では広く利用されている。

以上のように、媒体や普及度合いの差異はあるものの、いずれの国においても電子記録債権を利用可能なITインフラは、産業がある都市部を中心に整備が進んでいると考えられることから、電子記録債権制度の導入した場合でもITインフラ上の素地は十二分にできていると考えられる。

③法制度面

いずれの国においても、すでに小切手法や担保法制は存在している。その内容については概要しかつかめていないが、およそ、わが国を含めた先進国のそれらとはそれほど遜色のないものであり、(後述するようにその詳細をさらに検討する必要はあるものの) 電子記録債権を導入・利用するのにあたり検討が必要となる債権関連の法制度は存在していると考えられ、何らかの原因で決済が行われない、もしくはできないような状況があったとしても、現行法制度に基づき、一定レベルの保護や権利主張は可能なようになっている。このことから、法制度面も電子記録債権制度を導入した場合でも、法制度上大きな障害はないのではないかと推察される。

以上の通り、決済インフラ、IT インフラ、法制度の整備状況からは、レベルの差異はあるものの、いずれの国においても電子記録債権導入の素地はできており、導入を進められる可能性があると考えられる。

(2) 企業間信用の発生状況に基づく導入可能性検討

電子記録債権は、企業間信用を電子化するものであることから、導入の前提として、各国における企業間信用の発生状況の実態について確認をしたが、その結果、いずれの国においても、数か月の短期間ながら債権は発生しており、また、各国製造業の発展途上のなか、むしろ、債権の長期化の傾向があり、昨今の導入の可能性が認められた。

(3) 関係者のニーズに基づく導入可能性検討

まず、現地金融監督当局や市場関係者については、いずれの国からも電子記録債権の内容や導入の意義について一定の理解を得ることができた。ベトナムやインドネシア当局(バンク・インドネシア)等からは、本調査後においても様々な機会を通じて、具体的な活用方法や課題等についても意見を得られている。

企業については、いずれの国においても中小企業金融の提供は十分ではなく、調達できたとしても調達金利は高く、全般に現地企業の資金繰りは厳しい現実がある。そのため、電子記録債権の導入によって、企業間信用を上手に活用したこれら企業の資金繰りの改善を図ることができるのであれば導入の可能性があると考えられる。また、手形小切手等の電子化が各国の課題でもあったことから、手形等との共通性についてより整理した説明を行うと導入可能性がより高まるかもしれない。

6-2 今後の研究の課題について

上述のように、2011年度の調査では、前年度調査における文献調査の結果の確認と、企業間信用等の実態把握、及び電子記録債権に関わる関係者ニーズの確認を行うことで、ビジネ

モデルとしての観点から導入可能性を検討し、その結果、対象国いずれにおいても、電子記録債権の導入可能性が認められたことから、今後は、調査対象国に関わる詳細検討と、調査対象国を拡大して検討を進めていくことが考えられる。

具体的には、詳細検討について、特に重要な部分は、法制度面を中心として、電子記録債権の導入に際して前提として必要な基礎要件の洗い出し、検討であると考えられる。そのために、2つの方法を考える必要がある。一つは、電子記録債権は、他の国に無い制度であり、また、手形制度は各国にある場合が多いが、わが国とは利用方法等で大きな違いが出てくる可能性もある。改めて、各国の債権法制や決済法制を調査し、その親和性を確認する必要がある。とりわけ、インドネシアやベトナム等については、日本で開催された国際シンポジウムや金融庁・JICA等の金融監督当局者向け研修、さらにはSIBOSでの講演等を通じて、仕組みや導入に夜メリット等については、(仮説が中心ではあるものの) 相当な情報が、先方にもたらされ、仕組みについての理解も一定以上のレベルにある。今後、導入可能性をさらに挙げるとすれば、法制度・決済制度面での親和性等がより重要なポイントになると考えられることから、これらのすでにある程度の決済インフラが存在する国に関しては、日本側において関連する法制度、課題となる事項等を整理した上で、相手国に説明していく必要性、プラス、導入に際して、障害となる制度がないかどうかこちらから確認する必要がある。したがって、2012年度における現地調査ではそのための詳細にわたり法制度・決済制度の調査・検討が必要になると考えられる。

対象国の拡大については、今般の調査した3カ国のいずれにおいても導入可能性が認められたことから、タイなどの未だ実地調査未着手の国について対象を拡大して検討することも必要と考える。拡大した調査対象国については、これまでと同様、文献調査と現地において実態把握と関係者の意向、ニーズを確認していく必要があると考える。

以上

(参考文献)

『電子記録債権の活用』三菱東京UFJ銀行日本電子債権機構(金融財政事情研究会)2010年4月

『実務家のための電子記録債権とサプライヤーファイナンス』平田重敏(金融財政事情研究会)2011年9月

『解説 電子記録債権法』池田真朗・太田穰(弘文堂)2010年1月

『電子記録債権法の理論と実務』池田真朗・小野傑・中村廉平(経済法令研究会)2008年5月

『一問一答電子記録債権法』始関正光・高橋康文(商事法務)2008年4月

『債権譲渡と電子化・国際化(債権譲渡の研究 第4巻)』池田真朗(弘文堂)(2010年6月)



金融庁金融研究センター

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1
中央合同庁舎 7号館 金融庁 15階

TEL: 03-3506-6000(内線 3293)

FAX: 03-3506-6716

URL: <http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>